

## 平成 24 年度自動車騒音の常時監視結果について

豊見城市では、騒音規制法に基づいて自動車交通騒音の常時監視を行っており、平成 24 年度の環境基準達成状況の評価結果をまとめましたので、公表します。

### 1 概要

自動車騒音の常時監視は、騒音規制法第 18 条に基づき都道府県及び市が自動車騒音の状況を監視し、同法第 19 条において結果を公表するものとされています。豊見城市でも平成 24 年度から自動車交通騒音の常時監視を行っています。

この自動車騒音常時監視では、「騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）」に基づいて、自動車騒音の影響がある道路に面する地域における環境基準の達成状況の評価を実施しています。

当監視は、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成 23 年 9 月 14 日付け環境省環境管理局长通知）」に基づき実施計画を策定し、原則、5 年間で監視の対象となる地域全体の評価を行うこととしています。

### 2 評価対象道路

平成 24 年は、幹線道路 4 区間（評価区間延長 2.7km）に面する地域について、366 戸の住居等を対象に騒音に係る環境基準の達成状況の評価を行いました。

### 3 評価方法（面的評価）

自動車騒音の常時監視は、評価区間（※1）を代表とする地点で測定した騒音レベルから、各住居等（※2）の道路からの距離減や建物（群）の遮へいによる減衰等を考慮した推計式に基づき、幹線交通を担う道路（※3）の沿道（道路両端）から 50m までの範囲にあるこの住居等が受ける騒音レベルを算出し、評価区間内における全住居等のうち環境基準を超過する戸数及び超過する割合により評価することとされています。（以下「面的評価」という。）

※1 「評価区間」とは、評価の実施にあたり、監視の対象となる道路を自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割したものをいいます。

※2 「住居等」とは、住居、病院、学校等をいいます。

※3 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道いいます。

#### 4 ローテーション

当監視は、豊見城市が平成 24 年度に作成した「自動車騒音常時監視実施計画委託業務」報告書に基づき、自動車騒音の評価を行ったものである。

平成 18 年度より、環境省における事務処理基準の改正に伴い監視地域に関する基礎調査の実施頻度が明記され、効率的に適切な事務の遂行、ローテーションで評価区間を評価することが可能となりました。ここで、ローテーションとは、図 1 に示すとおり、過年度で報告された評価区間のうち、報告可能なものについては各年度の報告に含めるという考え方です。豊見城市で監視する必要のある評価区間の評価が一通り完了し、ローテーションが一巡した以降の評価結果は、地域全体の評価結果となり、環境改善状況の経年変化等を適切に把握することができる。

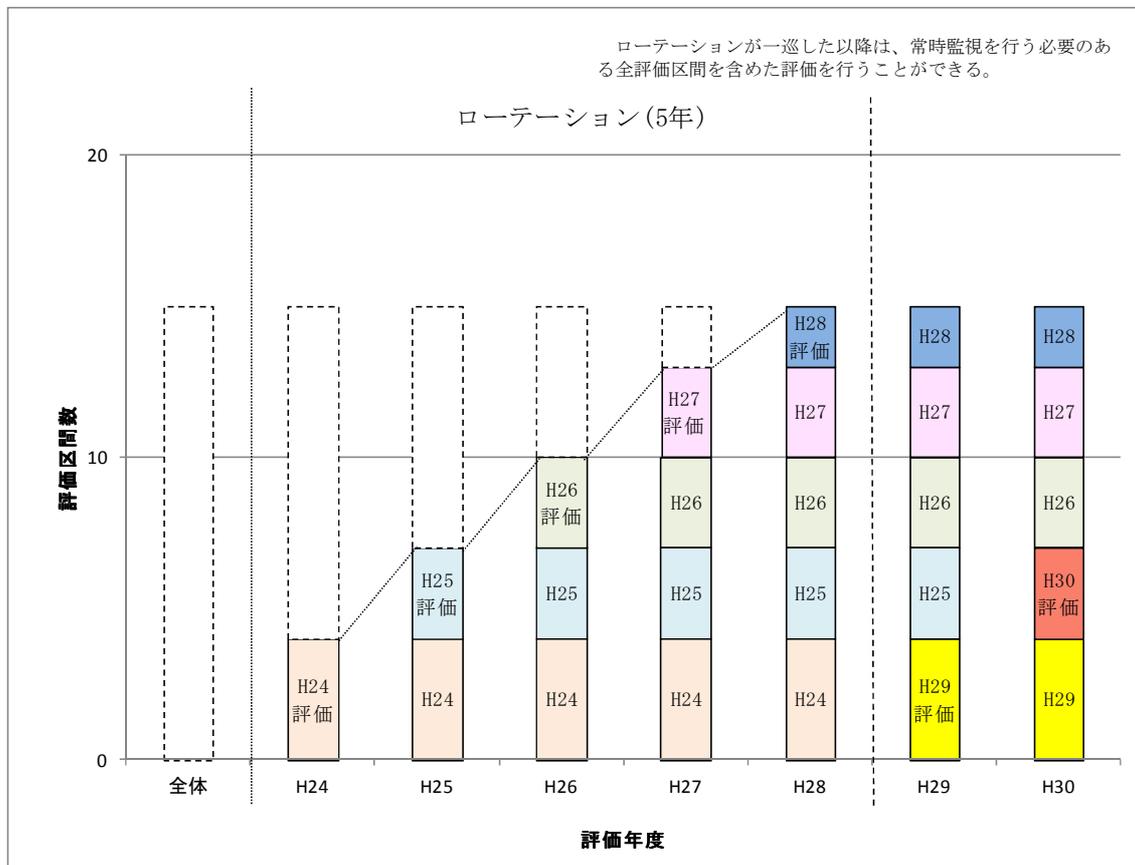


図 1 ローテーションの考え方

## 5 環境基準達成状況

平成 24 年度は、4 評価区間について面的評価を行い、環境基準達成状況を下記図 2 に示した。評価の結果、全 4 評価区間において「昼間・夜間とも基準値以下」であり、環境基準を満たす結果となった。また、騒音測定データを下記図 3 に示す。

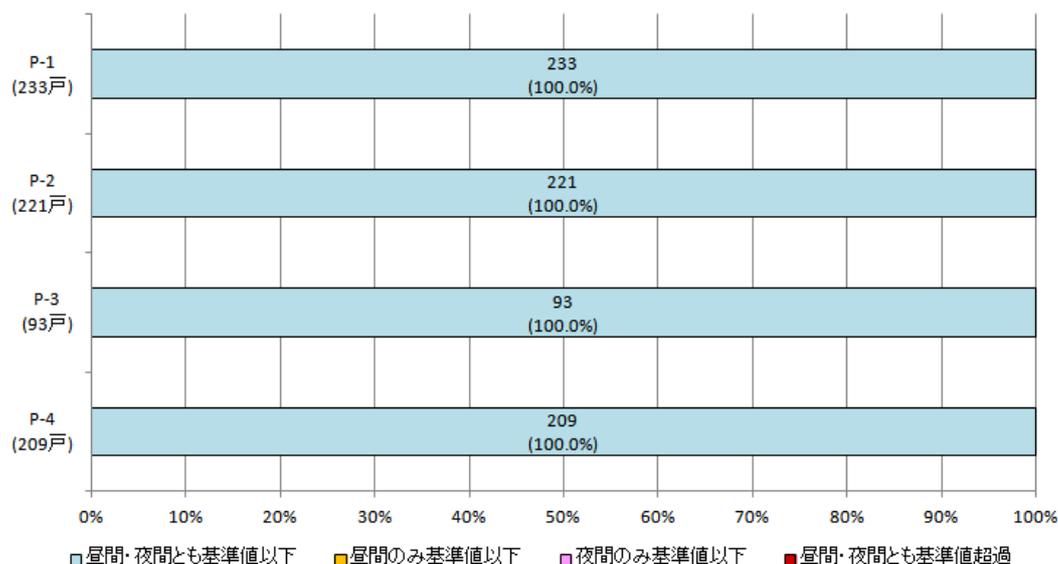


図 2 環境基準達成状況

注. 灰色で示された区間は、「準用」で示した道路番号の騒音測定データを準用したことを示す。

道路区分	道路番号	路線名	Leq(dB)		L <sub>50</sub> (dB)		残留騒音レベル(dB)		準用区間
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
都道府 県道	P-1	奥武山米須線 (県道 7 号線)	66	59	64	50	48	40	
	P-2	奥武山米須線 (県道 7 号線)	69	64	67	53	50	43	
	P-3	奥武山米須線 (県道 7 号線)	69	64	67	53	50	43	P-2
	P-4	奥武山米須線 (県道 7 号線)	62	53	55	44	48	41	

図 3 騒音測定データ

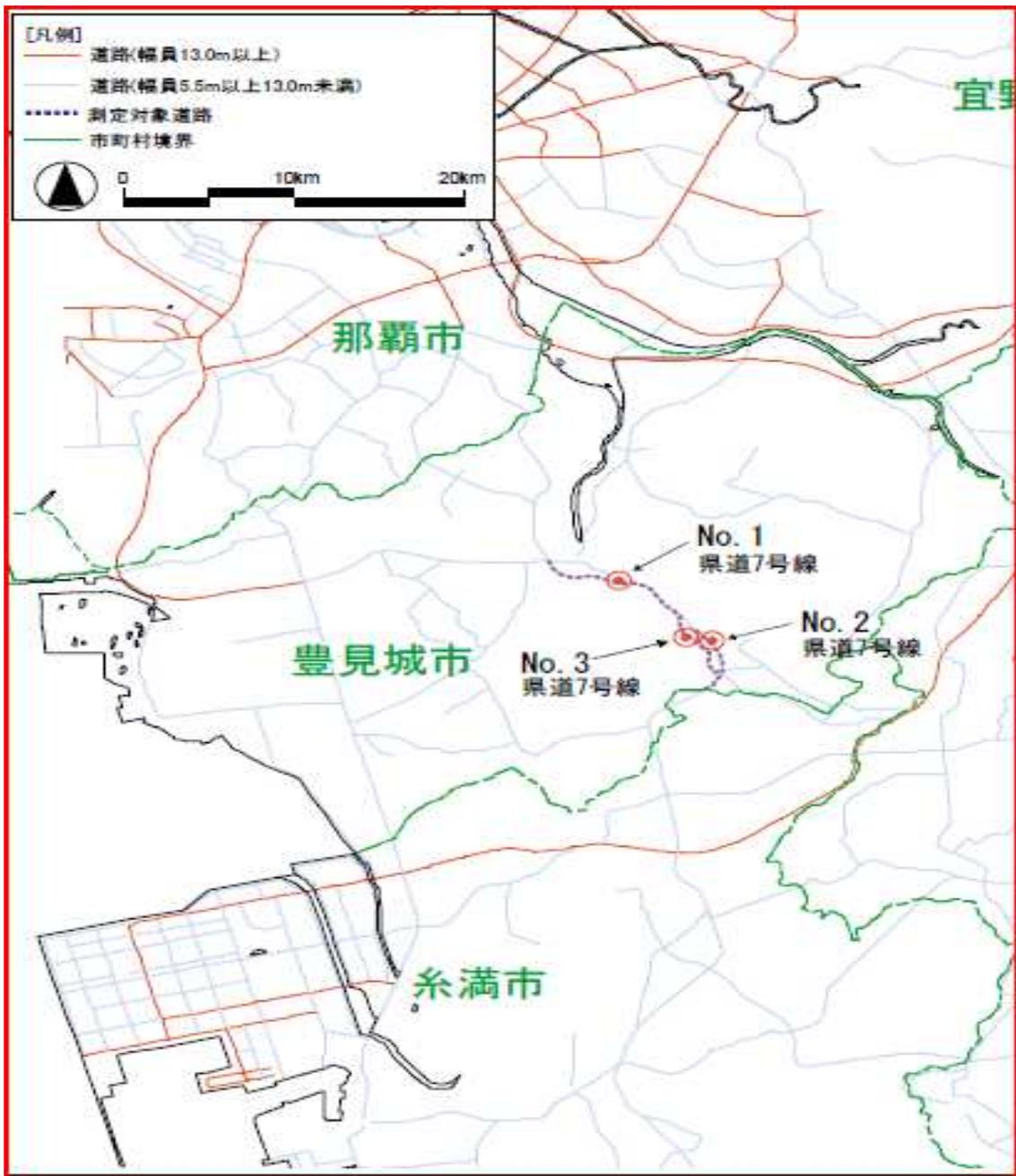


图4 实测地点图

## 別添資料 1

## 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準（以下、「環境基準」という。）のことをいいます。

## 一般地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

## 道路に面する地域

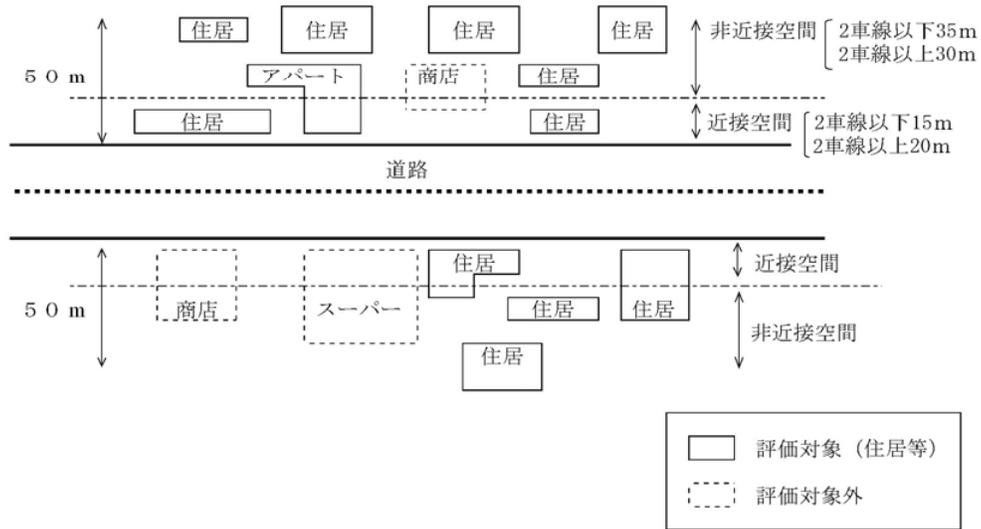
地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

## 幹線交通を担う道路に近接する空間

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45デシベル以下、夜間にあつては 40デシベル以下）によることができる。	

別添資料2

面的評価を行う範囲



面的評価は道路端から50メートルにある住居等を対象とし、評価区間は、自動車の運行に伴う騒音が概ね一定とみなせる区間に分割します。

幹線交通を担う道路に近接する空間は、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15メートル、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路端から20メートルまでの範囲とします。